

## 情報開示・発信基盤整備の在り方について（案）

平成 23 年 3 月 11 日  
情報開示・発信基盤に関するWG

削除: 2

削除: 25

## 1. 情報開示・発信基盤整備に当たっての課題

「新しい公共」の政策展開の下、今後、社会貢献に向けた寄附が拡大し、様々な非営利活動や「新しい公共」の担い手（NPO等）の参入、多様な主体による協働が促進されることが期待される。また、NPO法人についての認定・認証事務の在り方の見直しに合わせて、地域レベルで寄附文化を育てる環境が整備されることが期待される。

その際、NPO等と寄附者、中間支援組織、行政とを繋ぐ情報基盤を整備することが、寄附者の安心・安全を確保しつつ、多様な非営利活動や協働事業の成長・発展を実現するうえで極めて重要な要素となる。

しかしながら、情報開示・発信基盤の現状をみると、①寄附者や協働のパートナーにとっては、相手先の団体情報と寄附の使われ方が明確でない、②NPO等にとっては、情報発信に手間がかかる、インセンティブがない、③行政の開示する情報については、利用しづらい等の様々な問題点が指摘されている。

2011 年度からの寄附税制の見直し等新たな制度改革が我が国の寄附文化に与える影響を見越し、以下、2. で新しい公共の担い手（NPO等）の情報開示の基本的考え方を整理するとともに、以下、3. に掲げられるように、まずは、NPO法人（ここでは、特定非営利活動法人のことをいう。）を中心として、情報開示・発信基盤の整備を進めることが重要である。

さらに、こうした取組を通じて、非営利法人の情報開示・発信基盤が、市民の立場に立って、総合的かつ横断的に整備されていくことを期待する。

（注）ここでいう「NPO等」とは、「新しい公共」を担う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、任意団体等を念頭においている。

## 2. 論点整理に当たっての基本的考え方

(1) 情報の「透明性」、「信頼性」、「効率性・利便性」を確保する

- ・透明性—NPO等の活動・事業・資金の使い方について、市民が知りたいことを市民目線で、できる限り可視化(一覧性、比較性、検索、並び替え等の機能の確保)する。
- ・信頼性—行政は、個人情報や安全・安心の観点から非公開が望ましい情報は保護されるよう対処する。NPO等は、自らの判断と説明責任の下、正確で公正な情報を継続的に提供する。

- ・効率性・利便性—自主的な情報開示が広がり、それによって、人・もの・資金の好循環が生まれていくことが望ましい。情報の入力・維持管理の省力化、NPO等による自発的な情報開示を促す仕組みの構築、情報の利活用の際の利便性向上に努める。

## (2) 官・民の役割分担を明確にする

- ・行政は、NPO等の活動・事業の実態について法令で提出を定めた情報について、最低限、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその基盤を整備し、市民が利用しやすい形で公開・提供するよう努める。
- ・官民が協力・連携し、情報開示・発信基盤のボトムアップを支援していく。
- ・NPO等は、市民に対する情報公開の責任を果たす（組織、活動、事業及び寄附等を含めた財務情報）。
- ・中間支援組織等の民間は、人材・情報・資金のマッチング（つなぐ）、ファンドレイジング（引き出す）、評価等、多様なサービスを支える付加価値の高い情報関連活動を行うことが期待される。

## (3) 制度改正等の実現時期と歩調を合わせつつ、官民の協力・連携の下、必要な環境整備を進める

- ・情報開示・発信基盤整備に当たっては、現在の行政やNPO等の情報基盤の実情を踏まえた段階的アプローチをとる。政府は、当面の間、各省横断的にその進捗状況を毎年チェックする。
- ・新しい認定NPO法人制度に関する法整備に合わせて、情報開示が充実されることを目指す。
- ・国及び都道府県において上記改正後のNPO法の施行に当たり必要な準備を行う。また、「新しい公共支援事業」等を通じて、情報開示・発信基盤整備のモデル的対応を行い、ITリテラシーの向上等を推進する。
- ・市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報の開示については、認定・認証の取消し、市民への説明要請、是正措置に限って、行政が責任もって情報開示すべき。  
なお、開示する情報の内容と開示期間等については、明確な基準を設けたうえで実施すべき。

### 3. 情報開示・発信基盤整備に当たっての論点と対応の方向

#### (1) - 1 NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示

【課題】 現在、NPO法人から行政への提出書類は、所轄庁等や所轄税務署でしか閲覧

できない。インターネットでの開示や開示情報の印刷の可否も所轄庁ごとに対応がバラバラな状況にある。さらに、NPO法人に報告が義務付けられている書類が提出されず、内閣府NPOポータルサイトに掲載されていないケースが多くみられる。

(参考) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(財産目録等の提出及び公開)

第 22 条 2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。

- 行政は、法令で提出を定められたNPO法人の閲覧情報(認証関連、認定関連)について、個人情報保護に十分留意しつつ、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその電子的情報基盤を整備すべき。内閣府と都道府県が協力して、閲覧情報を一元的に市民やNPO等が利用しやすい形で公開できるよう、現行の内閣府NPOポータルサイトの機能の改善、情報の一覧化への取組を推進すべき。  
(注) 租税特別法施行令では、所轄庁にも情報公開(閲覧請求への対応)を義務付けられている。
- 所轄庁は、閲覧情報について謄写の請求があった場合に、これに応じなければならない旨を義務付けるべき。
- 社員のうち10人以上の者の名簿(住所、氏名)や役員名簿(同左)が閲覧対象となっているが、個人情報保護の観点から、行政が電子情報を提供する場合には、社員の氏名についても非公開とすべき。

#### (1) - 2, NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化

【課題】基本情報の利便性を高めるためには、NPO法人からの提出書類の電子化が不可欠である。また、電子化を進めるためには、報告書の電子媒体での提出に加え、事業報告書等の提出書類の標準化や自動計算化等を組み込むことが重要である。

(参考) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第 21 条 3 第 1 項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

(参考) NPO法人の認証や事業報告に係る電子申請は可能であるが、利用状況は極めて少ない(平成 21 年の内閣府への総申請数 4397 件のうち 47 件)。

- NPO法人からの提出書類の電子化を進めるために、電子データ・電子ファイルでの提出を促進すべき。また、単にインターネット上で閲覧できるだけでなく、データでのダウンロードやAPI経由でのアクセス等の利活用ができるようにすべき。

#### 移動(挿入) [1]

削除

#### (1) - 2 NPO法人の閲覧情報の追加等

【課題】 寄附税制の見直し等、新たな制度改正に伴い、情報提供する事項を検討する必要がある。一方、寄附のしやすい環境を目指して、これまで以上に保護すべき個人情報、安全・安心の観点から保護すべき情報に配慮することも重要である。  
(参考) 認定に必要な書類のうち、寄附者名簿(寄附者の氏名、住所、寄附金額、受領日)については、個人情報保護の観点から閲覧に供していない。なお、公益法人については、役員又は社員名簿は氏名を閲覧・謄写可能としている。

上へ移動 [1]: ○ 個人情報の観点から保護すべき情報

・社員のうち10人以上の者の名簿(住所、氏名)や役員名簿(同左)が閲覧対象となっている。個人情報が公開されることにより悪用され、個人の生活の平穏を害することとならないよう、住所を閲覧対象から外すべき。一方で、行政が電子情報を提供する場合には、社員の氏名についても非公開とすべき。

削除 3

- 財務情報については、「NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会）」を基に、それが普及されるよう、行政がNPO法人に対して、一覧性、比較性のあるフォーマット例を提示すべき。
- NPO法人が、行政に提出する事業報告書については、・・・すべき。

〔2つの選択肢〕

- a) 市民が理解しやすい形態で、一定の共通電子フォーマットによる提出を求めるとともに、自由な書式での事業報告書も併せて、提出できるようにすべき。
- b) 共通電子フォーマットは必要なく、市民が理解しやすいよう自由な書式で提出すべき。

## (2) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報

【課題】現在、インターネット上で自由に利活用できる行政情報(HTML形式やCSV形式等の編集が可能なデータ)は、限定されている。あるべき姿としては、閲覧情報については、情報の利用者のニーズに応じて、インターネット上で、全国で共通に閲覧・謄写・ダウンロードできるなど、自由に利活用できることを目指すことが重要である。

(参考)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第57条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、…公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 基本情報の整備とその範囲
  - ・全国のNPO法人について、市民目線に立った必要最低限の、組織情報（活動・事業）、財務情報について（以下、「基本情報」という。一覧性を持ちつつ検索・比較・並び替え等ができる形とする）、一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、内閣府NPOポータルサイトの見直しを検討すべき。
  - ・行政サービスとして自由に利活用できる「基本情報」の範囲については、別紙のNPO法人基本情報フォーマットのとおりとすべき。
- 「基本情報」の提供体制
  - ・基本情報は、国・都道府県・市町村にNPO法人から提出された文書情報、行政の開示する監視・監督情報とNPO法人が自ら入力する情報から構成すべき。
  - ・基本情報は、行政の入力情報と法人の入力情報から構成すべき。なお、その入力の分担については、電子データ化の進捗状況や業務負担等を勘案し、行政と法人の間で実状に応じた対応を行うべき。

削除: 入力主体、責任主体

削除: ○

削除: ...別紙

削除: 参照

削除: 別紙に掲げるような主な組織情報、財務情報のどこまでを対象とするか(別紙参照)。

・登録されているかどうか、一定期限内に事業報告書が提出されているかどうかがあるような表示とすべき。

・過去3年間の情報を提供すべき。

・認定NPO法人については、PSTにおける絶対値基準の導入(年3千円以上の寄附者年平均100人以上)や条例指定に伴う

PST要件の免除、仮認定の導入等の制度改正に伴い、どうい制度の下で認定されたのかが分かるよう、それらの関連情報を追加すべき。

・NPO法人が利用している会計基準を開示情報とすべき。

・公認会計士や監査法人による会計監査を受けている場合には、その情報を明らかにすべき。

・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報(例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等)は、NPO法人の判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO法人は、その旨を明示すべき。

・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報(例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等)は、NPO法人の判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO法人は、その旨を明示すべき。

・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報(例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等)は、NPO法人の判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO法人は、その旨を明示すべき。

・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報(例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等)は、NPO法人の判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO法人は、その旨を明示すべき。

・安全・安心の観点から非公開が望ましい情報(例えば、DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動に関連する情報等)は、NPO法人の判断で公開・非公開を選択できるようにすべき。また、非公開を選択したNPO法人は、その旨を明示すべき。

削除:

- ・ **法人によって**開示された情報についての責任は法人にあることを明確にするとともに、認定の取消し等（行政が責任もって情報開示する市民活動に重大な影響を及ぼしうる情報の範囲によって、「認定の取消し等」の記載を修正）の市民活動に重大な影響を及ぼす可能性がある場合や虚偽の記載があった場合など、一定の基準を設定し、行政が削除できるようにすることを検討すべき。
- ・ 国・地方自治体、民間による情報の共有化や相互のリンクが可能となるよう、NPO法人に通し番号を振るべき。

(参考)NPO法人は、毎年事業年度終了後3か月以内に当該年度の事業報告書等や役員名簿等を所轄庁へ提出することとなっているが、提出されていないものが多数ある。また、法人からの書類提出の遅れや権限委譲した市町村からの報告の遅れなどにより、内閣府NPOポータルサイトへの組織情報について、新規認証団体についての入力が遅れている都道府県がみられる。

- 最新情報のアップ・デート
  - ・ 最新情報について、NPO法人の責任で、自らその内容を更新できるようにすべき。その際にNPO法人に発行されるIDとパスワードについては、パスワード問い合わせの事務対応が多くならないよう、オープンIDの導入やパスワード再設定プロセスの導入を検討すべき。

### (3) 市民の安心・安全確保のための情報連携

- 市民からの苦情等への対応
  - ・ 市民からのNPO法人とのトラブルや寄附に関する苦情等については、消費生活センターなどが中心になって、適切に情報提供すべき。また、認証や認定の取消しなど、市民活動に影響を及ぼす重要な情報については、内閣府と都道府県が協力して開示すべき。

### (4) 情報開示を促進し、発信基盤を強化する仕組み

**【課題】** NPO法人の情報基盤整備に当たって、NPO法人自体のITリテラシーの向上努力のサポートのみならず、フェイス・ツー・フェイスの交流の場造りが重要である。こうした分野への支援を新しい公共支援事業等を通じて、モデル的に進め、取組の呼び水とすることが重要。また、新しい公共支援事業の対象は、NPO法人に限らないことから、任意団体や他の法人でも幅広く活動内容等を市民に知ってもらうことも検討する必要がある。

- 各都道府県、中間支援組織、NPO法人等が一緒になって、NPO法人が自発

- 的に情報開示していく環境整備を地域から組み立てていくべき（例えば、助成金申請の際のインターネット申請の奨励・必須化の取組と地方自治体の連携等）
- 新しい公共支援事業の施策を利用するNPO法人には、同事業の利用後3か月以内に、(3)で述べた基本情報を基本として、既存データを活用しつつ、必要な情報を提示すべき。各都道府県から発信することとし、合わせて内閣府のサイトでは統合的にリンクしてみられるようにすべき。
  - 官民連携・協力した情報交流の仕組みづくりやフェイス・ツー・フェイスの交流の場づくりを促進すべき。また、民間が中心となって、NPO法人の指導、人材育成、マッチング指導を進めるべき。
  - 情報開示・発信基盤整備を推進するためには、市民が求める情報ニーズを把握する必要があり、そのための調査等の実施を行い、基本情報等について必要に応じて、見直していくべき。